



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年10月23日火曜日 第2414号外2

◇ 目次 ◇
規 則

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則..... 1

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 5

規 則

○愛媛県規則第47号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 評価書（第34条 <u>第38条の2</u>）</p> <p>第5章～第10章 省略</p> <p>附則</p> <p><u>（方法書及び要約書の縦覧）</u></p> <p>第7条 条例第7条の規定により方法書及び要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p><u>（方法書及び要約書の公表）</u></p> <p>第8条の2 条例第7条の規定による方法書及び要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>事業者のウェブサイトへの掲載</u></p> <p>(2) <u>県の協力を得て、県のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p>(3) <u>関係する市町の協力を得て、関係する市町のウェブサイトに掲載すること。</u></p> <p><u>（方法書説明会の開催）</u></p> <p>第8条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p><u>（方法書説明会の開催の公告）</u></p> <p>第8条の4 第6条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。</p> <p><u>2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 省略</p> <p>第4章 評価書（第34条 <u>第38条</u>）</p> <p>第5章～第10章 省略</p> <p>附則</p> <p><u>（方法書の縦覧）</u></p> <p>第7条 条例第7条の規定により方法書_____を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第8条 省略</p>

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
（責めに帰することができない事由）

第8条の5 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（準備書及び要約書の縦覧）

第13条 第7条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「準備書_____」と読み替えるものとする。

第14条 省略

（準備書及び要約書の公表）

第14条の2 第8条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催）

第15条 第8条の3の規定は、条例第16条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第8条の3中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（準備書説明会の開催の公告）

第16条 第6条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 第8条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第8条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

（責めに帰することができない事由）

第17条 第8条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第8条の5中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第18条 削除

（準備書及び要約書の縦覧）

第13条 第7条の規定は、条例第15条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「準備書及び要約書」と読み替えるものとする。

第14条 省略

（説明会の開催）

第15条 条例第16条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（説明会の開催の公告）

第16条 第6条の規定は、条例第16条第2項_____の規定による公告について準用する。

2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (2) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 対象事業の名称、種類及び規模
- (4) 対象事業が実施されるべき区域
- (5) 関係地域の範囲

（責めに帰することができない事由）

第17条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（準備書の記載事項の周知）

第18条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知

第22条 省略

(準備書についての意見の概要等の公表)

第22条の2 第8条の2の規定は、条例第19条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書及び要約書」とあるのは、「条例第18条の書類」と読み替えるものとする。

(評価書及び要約書の縦覧)

第37条 第7条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「評価書_____」と読み替えるものとする。

第38条 省略

(評価書及び要約書の公表)

第38条の2 第8条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「評価書」と読み替えるものとする。

第5章 省略

第50条 省略

(事後調査報告書及び要約書の公表)

第50条の2 第8条の2の規定は、条例第38条の規定による公表について準用する。この場合において、第8条の2中「方法書」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

第58条 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第45条まで(第4条第6項(第11条第12項及び第35条第4項において準用する場合を含む。))及び第40条第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第8条第7号 _____ _____	省略	
第8条の2	条例第7条	第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条
第8条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第8条の3	条例第7条の2第1項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者

は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第6条の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

第22条 省略

(評価書及び要約書の縦覧)

第37条 第7条の規定は、条例第23条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「方法書」とあるのは、「評価書及び要約書」と読み替えるものとする。

第38条 省略

第5章 省略

第50条 省略

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例施行規則の読替え)

第58条 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第45条まで(第4条第6項(第11条第12項及び第35条第4項において準用する場合を含む。))及び第40条第2項第4号を除く。)の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第8条第7号 及び第9条第1項	省略	

第 8 条 の 4 第 1 項 及 び 第 2 項	条例第 7 条 の 2 第 2 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条 の 2 第 2 項			
第 8 条 の 4 第 2 項 第 1 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称			
第 8 条 の 4 第 2 項 第 2 号 から 第 4 号 まで	対象事業	都市計画対象事業			
第 8 条 の 5	条例第 7 条 の 2 第 4 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 7 条 の 2 第 4 項			
	事業者	都市計画決定権者			
第 9 条 第 1 項	条例第 8 条 第 1 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条 第 1 項			
省略			省略		
第14条第 7 号	省略		第14条第 7 号	省略	
第14条の 2	条例第15条	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 15 条			
第15条	省略		第15条	省略	
				事業者	都市計画決定権者
第16条第 1 項	省略		第16条第 1 項 及び 第 2 項	省略	
第16条第 2 項	条例第16条第 2 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条 第 2 項	第16条第 2 項 第 2 号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業	第16条第 2 項 第 3 号 及び 第 4 号	対象事業	都市計画対象事業
第17条	条例第16条第 2 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条 第 2 項	第17条	条例第16条第 4 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条 第 4 項
	省略			省略	
			第18条第 1 項	条例第16条第 4 項	第52条の規定により読み替えて適用される条例第 16 条 第 4 項
省略			省略		
第38条第 2 号 及び 第 3 号	省略		第38条第 2 号 及び 第 3 号 並びに 第 5 章 の 章 名	省略	

第38条の2	条例第23条	第52条の規定により読み替えて適用される条例第23条
第5章の章名	対象事業	都市計画対象事業
省略		

省略		

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

○愛媛県規則第48号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛媛県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）<u>、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年愛媛県条例第46号）に定めるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第7条 省略</p> <p>（標識の寸法）</p> <p>第8条 指定猟法禁止区域、休猟区又は特定猟具使用制限区域を表示する制札は、立木竹等に固定させる場合にあつては地上150センチメートル以上の場所で固定するものとし、支柱を用いる場合にあつては支柱の地上部分の長さを80センチメートル以上とする。</p> <p>2 鳥獣保護区、特別保護地区又は特定猟具使用禁止区域を表示する制札の支柱は、地上部分の長さを150センチメートル以上とし、幅及び奥行きをそれぞれ7センチメートル以上とする。ただし、支柱に鉄材等を使用する場合であつて、幅及び奥行きがそれぞれ7センチメートルの木材を使用する場合と同程度以上の強度があるときは、当該支柱の幅及び奥行きについては、この限りでない。</p> <p>3 特別保護指定区域を表示する制札の支柱は、地上部分の長さを150センチメートル以上とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であつて、当該制札を容易に視認できるときは、これらの規定による寸法としないことがある。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）<u>及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）</u> _____ に定めるもののほか、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。